

○運転免許取得者等検査の認定に関する内規

令和4年5月11日

公安委員会内規第3号

運転免許取得者等検査の認定に関する内規を次のように定める。

運転免許取得者等検査の認定に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運転免許取得者等検査認定申請書)

第2条 規則第6条第1項に規定する申請書は、運転免許取得者等検査認定申請書（別記第1号様式）とする。

(変更の届出の手續)

第3条 規則第8条第1項又は第3項の規定による変更の届出は、変更事項届出書（別記第2号様式）により行うものとする。

(認定の取消しの通知)

第4条 法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しは、取消通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(電磁的記録媒体による手續き)

第5条 規則第14条の規定による電磁的記録媒体による手續きについては、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 提出する電磁的記録媒体は、光ディスク又はUSBメモリーとする。
- (2) 1つの電磁的記録媒体には、複数のファイルを記録することができるものとする。
- (3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目としなければならない。
- (4) 電磁的記録媒体には、提出者及び提出年月日を記載しなければならない。